

配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点  
(女性に対する暴力に関する専門調査会報告書で掲げられたもの等)

1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について (※児童福祉法等の一部改正法附則における検討事項)

【論点】

通報の対象となる暴力や保護命令の申立てが可能となる被害者として、精神的暴力や性的暴力、その被害者を対象とすることが可能か。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・精神的暴力については、自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調を来たしたような場合、精神的な疾患や不調として医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による「疾病」として扱えるものと考えられる。
- ・性的暴力については、結果として望まない妊娠をもたらすものであり、予期せぬ望まない妊娠によって命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべきである。
- ・非身体的暴力については法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、長期間持続することにより、回復をより困難にさせるものであることから、身体的な暴力と同様に扱うべきである。
- ・通報により、警察が早期に介入した方がより被害者の安全を守れると考えられることから、精神的暴力や性的暴力等の身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で法改正すべきである。
- ・身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が複合的に重なる形態が少なくないことについて留意する必要がある。
- ・精神科における精神的な暴力被害についての診断技術向上や、自立後の中長期的な精神的ケアについても考えていく必要がある。

2 通報や保護命令の在り方について

【論点①】

保護命令が発令される「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときの規定ぶりを変更すべきか。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・保護命令が「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときに発令

されるところの規定について、この文言により保護命令の却下につながるおそれもあることから、「重大な」の文言の削除や規定振りの変更などについても検討していくことが考えられる。

### 【論点②】

保護命令制度において、新たな命令制度や暫定的な命令を創設すべきか。

また、加害者退去を原則とすべきか。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ 現行の保護命令制度では、大きく接近禁止命令と退去命令の2種類しかなく、選択肢が少な過ぎて活用しにくくなっているのではないか。新たな種類の命令創設や、加害者退去を原則とすることについても検討を進めることが求められる。
- ・ 保護命令制度は、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的とするものであり、実体法上の権利義務関係を変動させるものではないことから、保護命令制度の枠組みで前記のような新たな制度を創設できるか否かについては慎重に検討する必要がある。
- ・ 保護命令が発令されるまでの間に、暫定的な効力を有する命令の発令についても検討していくことが求められる。

### 【論点③】

保護命令違反の罰則を加重すべきか。

また、命令期間を延ばし、延長を可能とする制度に変更すべきか。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・ ストーカー規制法では、禁止命令違反の罰則について「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」に引き上げられたが、DV防止法の保護命令違反については、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」のままであることから、保護命令違反についても罰則を加重することの検討を進める必要がある。
- ・ 保護命令の期間についても、ストーカー規制法上の禁止命令と合わせて1年とし、再度の申立てではなく、延長を可能とするような制度に変えることが考えられる。

### 3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

#### 【論点】

現行法に基づき、試行的に加害者プログラムを実施し、地方自治体で活用可能なガイドラインを策定することとしているが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、規定ぶりの見直しを行うべきか。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・政府においては、加害者の脱暴力への更生指導については、まずは現行法の枠内で行うことに取り組むべきである。例えば、自治体と協力して男性相談体制を整備することや自治体で開設された男性相談を窓口にして、加害者のプログラムへの参加を推奨していくこと、持続的に脱暴力を支えるための「サークル」の創設、児童虐待と関連している事案については児童相談所から保護者支援プログラムへの参加を指示すること等が考えられる。

### 4 DV対応と児童虐待対応の連携について

#### 【論点①】

DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について、新たな規定を設けるべきか。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・支援センターは、児童虐待を発見した際の通告義務があるが、逆に児童相談所を含む関係機関に対して相談者の家族の状況や他機関での支援の経緯を照会する権限がない。このため、要保護児童対策地域協議会以外の場面におけるDV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について法整備も含めた整理が必要である。

#### 【論点②】

子供についても「被害者」として位置づけていくべきか。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・現行のDV防止法において、子供は、被害者が「同伴する家族」として位置づけられているだけであり「被害者」とはされていない。DV防止法の枠内で子供に対する施策を出していくためにも、子供についても「被害者」として位置づけていくべきである。

## 5 逃げないDV対応について

### 【論点】

DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を現行の2月から6月や1年に延長すべき。

(「DV対策の今後の在り方」における指摘内容)

- ・DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を6月や1年に延長することも考えられる。

## 6 その他

### 【論点】

司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みを導入すべきか。

○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年6月26日法律第46号）（抄）

附則

（検討等）

第八条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 附則第1条第1号に掲げる規定の施行（令和元年6月26日）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 （略）

2 （略）

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一～二 （略）

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四～六 （略）

4～5 (略)

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3～4 (略)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力

(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力

(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第

四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2～5 （略）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 （略）

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## ○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）（抄）

（禁止命令等）

第五条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3～7 （略）

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10～11 （略）

（罰則）

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

## ○児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）（抄）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の

教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2～5 (略)

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2～3 (略)

## ○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

### 第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特

定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3～8 （略）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。